

尾 総 総 第 5 号
平成24年4月3日

尾道市公立大学法人評価委員会
委員長 堂 本 時 夫 様

尾道市長 平 谷 祐 宏

公立大学法人尾道市立大学業務方法書に対する意見について

公立大学法人尾道市立大学から認可申請があった業務方法書について、
地方独立行政法人法第22条第3項の規定に基づき意見を求めます。

尾 大 企 第 2 号
平成24年4月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

公立大学法人尾道市立大学
理事長 足 立 英 之

公立大学法人尾道市立大学業務方法書の認可申請について

このことについて、地方独立行政法人法第22条第1項の規定により、
別紙のとおり業務方法書を作成したので、認可を申請します。

公立大学法人尾道市立大学業務方法書

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人尾道市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成24年尾道市規則第25号）第2条の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により尾道市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、その業務の効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

（その他）

第6条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この業務方法書は、尾道市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

< 参考 >

業務方法書（案）の概要

	概 要
1 条	尾道市が定める規則に基づき、法人の業務について基本的な事項を定める。 <u>公立大学法人尾道市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（案）</u> （業務方法書の記載事項） 第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 (1) 業務委託の基準 (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項 (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項
2 条	中期目標に基づき、業務の効率的な運営に努める。
3 条	業務の効率的な運営ができるときは、業務の一部を委託することができる。
4 条	業務を委託するときは、受託者と委託契約を締結する。
5 条	契約を締結するときは、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による。 随意契約を行う基準は、尾道市と同一とする（金額要件は次のとおり）。 (1) 予定価格が 130 万円を超えない工事又は製造の請負 (2) 予定価格が 80 万円を超えない財産の買入れ (3) 予定賃借料の年額又は総額が 40 万円を超えない物件の借入れ (4) 予定価格が 30 万円を超えない財産の売払い (5) 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件の貸付け (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が 50 万円を超えないものをするとき。
6 条	業務方法書に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める